令和４年１月２８日

保護者各位
生徒の皆さんへ

山形県立米沢興譲館高等学校長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について(お願い)
（本県への「まん延防止等重点措置」の適用に係る対応について）

大寒の候、保護者の皆様には益々御健勝のことと存じます。

さて、全国的に、感染力が極めて強い変異株（オミクロン型）への置き換わりが進んでおり、感染者数が連日、過去最多を更新するなど感染の第６波に入っております。本県においても、１日の新規感染者数が３桁となり、1 月 27 日には過去最多の 161 名が確認されるなど、急激な感染拡大が続いております。これ以上の感染拡大を阻止し、本県の医療体制を維持するために本県において、1 月 27 日から 2 月 20 日まで、「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、「まん延防止等重点措置」の期間においては、下記により対応いただきますよう御理解と御協力をお願いします。

記

１　基本的な感染予防対策について

引き続き、マスク（不織布製）の着用や、こまめな手洗い、密にならない、換気の励行、昼食時の黙食等の基本的な感染防止対策を徹底して下さい。なお、マスクは登下校時もきちんと着用して下さい。

２　健康観察の徹底について

引き続き、登校前の健康観察をしっかり行って下さい。発熱、風邪症状、体調不良等がある場合は、登校を控え、医療機関を受診して下さい。また、同居の家族に発熱等の風邪症状の方がいる場合には、生徒は登校できません。（出席停止扱いです。）

３　県内のまん延防止等重点措置区域・県外との往来等について

大学の受験等のため、県内のまん延防止等重点措置区域や、県外への移動が必要な場合は、保護者の方々を含め、感染リスクの高い行動は避け、日頃の体調管理に努めるようにお願いいたします。帰宅後は、下記の対応をお願いいたします。

（１）帰宅後、発熱、風邪症状、体調不良等がある場合は、必ず医療機関を受診してください。

（２）帰宅後、上記の体調不良等がない場合も、次のどちらかの対応をお願いします。

ａ．無料のＰＣＲ検査を活用し、陰性確認後、登校する（陰性確認までは自宅待機）。

ｂ．３～４日間程度の自宅待機を経てから、登校する。ただし、登校を始めた後に本人や家族に体調不良があった場合は、必ず医療機関を受診してください。

※1 月 25 日現在の県内の重点措置区域は、山形市と庄内地域です。

４　その他

（１）本人及び同居家族が、感染者と特定された、濃厚接触者と特定された、ＰＣＲ検査の対象となった場合は、すみやかに下記学校代表電話またはメールアドレスに御連絡ください。

（２）上記３の帰宅後の対応（２）については本人以外の家族の方には該当しませんが、健康観察の徹底に御協力ください。

【問い合せ先】
山形県立米沢興譲館高等学校
TEL：　0238-38-4741
E-mail：y.kojokan@gmail.com